

2023 年 11 月 6 日

お客様各位

京セラ関電エナジー合同会社

【重要なお知らせ】

「ちゃんと Good! ソーラー利用規約」の変更につきまして

弊社は、2023 年 11 月 10 日より、「ちゃんと Good! ソーラー利用規約」(以下「利用規約」といいます。) について、以下の見直しを実施させていただきます。

記

1. 利用規約の主な変更内容

2024 年 3 月 31 日をもちまして、弊社系統電力サービス（「ちゃんと Good! でんき」）のご提供を終了*させていただきますに伴いまして、2023 年 11 月 10 日付で関連する規定の変更（削除）等をさせていただきます。

*太陽光発電システムで発電した電力をお客様宅へ供給させて頂くサービス（「ちゃんと Good! ソーラー」）については、引き続きご提供させていただきます。

2. 利用規約の変更内容の詳細等

利用規約の変更内容の詳細は、別紙の新旧対比表をご確認ください。また、変更後の利用規約については、弊社ホームページ（以下リンク先）に掲載させて頂いております。

【弊社ホームページ内掲載先】 <https://www.kyocera-kanden.co.jp/request/>

3. その他

本件に関するお問合せは、下記のお問合せ窓口までご連絡ください。

京セラ関電エナジー合同会社フリーダイヤル

電話番号： 0120-30-3011（無料）
（受付 9:00~17:00/土日祝、当社指定休日を除く）

メールアドレス： info@kyocera-kanden.co.jp

ホームページ： www.kyocera-kanden.co.jp

以 上

(別紙) 利用規約の新旧対比表

(別紙) 利用規約の新旧対比表

変更前 (2021年6月1日実施)	変更後 (2023年11月10日実施)
<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>5 サービスの内容および申込み</p> <p>(1) お客様が、新たに本サービスのご利用にかかる契約（以下、「本件契約」といいます。）を希望される場合は、予め当社所定の審査を経たうえで、本規約に同意のうえ、当社所定の書面によって本件契約の申込みをしていただきます。</p> <p>(2) 本サービスのご利用には、別途、ちゃんとGood!でんき供給条件に基づく需給契約（以下、「需給契約」といいます。）を合わせて締結し、本件契約の契約期間中にわたり、これを継続することを条件とし、本件契約単体での申込みは不可とします。</p> <p>(3) 本サービスのご利用には、お客様ご自身にてインターネットを有線接続で常時利用可能な環境を用意していただく必要があります（ただし、ご契約の料金プランが新築プランである場合を除きます）。また、当該環境に係る費用については、お客様の負担となります。</p>	<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>5 サービスの内容および申込み</p> <p>(1) お客様が、新たに本サービスのご利用にかかる契約（以下、「本件契約」といいます。）を希望される場合は、予め当社所定の審査を経たうえで、本規約に同意のうえ、当社所定の書面によって本件契約の申込みをしていただきます。</p> <p>削除</p> <p>(2) 本サービスのご利用には、お客様ご自身にてインターネットを有線接続で常時利用可能な環境を用意していただく必要があります（ただし、ご契約の料金プランが新築プランである場合を除きます）。また、当該環境に係る費用については、お客様の負担となります。</p>
<p style="text-align: center;">VII 契約の変更および終了</p> <p>34 契約の解約等</p> <p>(1) 次のいずれかの事由が発生した場合には、当社は、何らの催告なく、本件契約をお客様に対する通知により（ただし、よの場合には通知なく）解約することができます。当該解約は、当社による損害賠償の請求を妨げません。</p> <p>イ お客様が当社に提出した申込書等に虚偽または不正確な記載があ</p>	<p style="text-align: center;">VII 契約の変更および終了</p> <p>34 契約の解約等</p> <p>(1) 次のいずれかの事由が発生した場合には、当社は、何らの催告なく、本件契約をお客様に対する通知により（ただし、れの場合には通知なく）解約することができます。当該解約は、当社による損害賠償の請求を妨げません。</p> <p>イ お客様が当社に提出した申込書等に虚偽または不正確な記載があ</p>

った場合、または重要な記載がなかった場合。

- ロ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合
- ハ 電気工作物（本件太陽光発電システムを含みます。）の改変等によって不正な状態（当社または一般送配電事業者が設置した時点と異なる状態をいい、停電時以外における非常用電力が利用できる状態への切替えや、本件太陽光発電システムの電源が OFF になっている状態を含むがこれらに限られません。）で本件サービスを利用した場合。
- ニ お客様の責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合。
- ホ 当社による本サービスの履行または運営等を妨げる行為を行う場合。
- ヘ お客様が自ら振り出した手形・小切手が不渡りになった場合、その他支払停止になった場合。
- ト お客様が差押、仮差押、仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、破産手続開始、民事再生手続開始の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合。
- チ お客様の信用状態が著しく悪化したと認められる場合。
- リ お客様が本件建物を建て替える場合。
- ヌ お客様が本件契約または本規約に違反し、是正の通知送付後 7 日以内にその違反が是正されない場合。
- ル 当社または当社が指定する第三者が本件建物を調査した結果、本件建物に本件太陽光発電システムを設置することができないまた

った場合、または重要な記載がなかった場合。

- ロ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合
- ハ 電気工作物（本件太陽光発電システムを含みます。）の改変等によって不正な状態（当社または一般送配電事業者が設置した時点と異なる状態をいい、停電時以外における非常用電力が利用できる状態への切替えや、本件太陽光発電システムの電源が OFF になっている状態を含むがこれらに限られません。）で本件サービスを利用した場合。
- ニ お客様の責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合。
- ホ 当社による本サービスの履行または運営等を妨げる行為を行う場合。
- ヘ お客様が自ら振り出した手形・小切手が不渡りになった場合、その他支払停止になった場合。
- ト お客様が差押、仮差押、仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、破産手続開始、民事再生手続開始の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合。
- チ お客様の信用状態が著しく悪化したと認められる場合。
- リ お客様が本件建物を建て替える場合。
- ヌ お客様が本件契約または本規約に違反し、是正の通知送付後 7 日以内にその違反が是正されない場合。
- ル 当社または当社が指定する第三者が本件建物を調査した結果、本件建物に本件太陽光発電システムを設置することができないまた

は設置が困難であると当社が判断した場合。

ヲ 法令もしくはガイドラインの変更，行政指導その他の制度変更またはその他の事情により，本件契約の継続が困難であると当社が判断した場合。

ワ 火災（地震によるものを除きます），落雷，台風，洪水，雹以外の自然災害（地震・津波・噴火を含むがこれらに限られません）その他の不可抗力事由により，本件太陽光発電システムに故障または不具合が生じた場合。

カ 不可抗力事由の結果として，本件契約上要求される債務の履行に関して履行遅延または履行不能となった場合であって，その状況が 30 日以上継続した場合。

ヨ ちゃんと Good! でんき供給条件に基づく需給契約が終了した場合。

タ 本件建物の所有権を第三者に譲渡する場合で当該第三者に，本件契約上の地位を当該第三者に承継しない場合。

レ 本件建物が滅失した場合，または本件建物が毀損し，本件太陽光発電システムの設置運用が困難であると当社が判断した場合。

ソ 住所や連絡先の変更の通知を怠る等の事由により，お客様の所在が不明となった場合。

ヅ お客様が需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかかな場合。

ヅ 再エネ特措法に基づく運転開始期限日（再生可能エネルギー発電事業計画の認定日から起算して 1 年後の日）までに本件太陽光発電システムを稼働させ、一般送配電事業者への余剰電力の託

は設置が困難であると当社が判断した場合。

ヲ 法令もしくはガイドラインの変更，行政指導その他の制度変更またはその他の事情により，本件契約の継続が困難であると当社が判断した場合。

ワ 火災（地震によるものを除きます），落雷，台風，洪水，雹以外の自然災害（地震・津波・噴火を含むがこれらに限られません）その他の不可抗力事由により，本件太陽光発電システムに故障または不具合が生じた場合。

カ 不可抗力事由の結果として，本件契約上要求される債務の履行に関して履行遅延または履行不能となった場合であって，その状況が 30 日以上継続した場合。

削除

ヨ 本件建物の所有権を第三者に譲渡する場合で当該第三者に，本件契約上の地位を当該第三者に承継しない場合。

タ 本件建物が滅失した場合，または本件建物が毀損し，本件太陽光発電システムの設置運用が困難であると当社が判断した場合。

レ 住所や連絡先の変更の通知を怠る等の事由により，お客様の所在が不明となった場合。

ソ お客様が需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかかな場合。

ヅ 再エネ特措法に基づく運転開始期限日（再生可能エネルギー発電事業計画の認定日から起算して 1 年後の日）までに本件太陽光発電システムを稼働させ、一般送配電事業者への余剰電力の託送

送受給を開始しなかった場合。

- (2) お客さまは、本条(1)各号の事象が生じた場合または生じるおそれが発生した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
- (3) お客様は、本件契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の1か月前までに書面によりその旨を当社に通知し、本件契約を解約することができるものとします。この場合、35（解約違約金）に定める解約違約金をお支払いいただきます。

受給を開始しなかった場合。

- (2) お客さまは、本条(1)各号の事象が生じた場合または生じるおそれが発生した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
- (3) お客様は、本件契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の1か月前までに書面によりその旨を当社に通知し、本件契約を解約することができるものとします。この場合、35（解約違約金）に定める解約違約金をお支払いいただきます。